

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）仕様書案の検討

1. ISPM の仕様書の位置づけ

ISPM の「設計図」である仕様書は、総会で採択した新規トピックス（2年ごとに募集）について、基準委員会（SC）が作成し、各国協議にかけられる。各国から提出された意見に基づき SC が必要な修正を加えた上で仕様書を決定する。加盟国から選出された専門家で構成する専門家作業部会（EWG）又はテクニカル・パネル（TP）において、当該仕様書に基づき ISPM 案を作成する。

2. 仕様書案

昨年12月16日、SC において承認された以下の4本の仕様書案が各国協議に付された。コメントの提出期限は2月13日。

(1) 各国の植物検疫検査手順に係る枠組み

<概要>

当該基準では、各国が自国の植物検疫における検査マニュアルを作成する指針を策定する。

当該基準は、①既策定の国際基準「No.23：検査のためのガイドライン」との重複を避けること、②各国がマニュアルを作成する際の共通事項を示すべきであることを指摘する。

(2) 国際貿易における海上コンテナ及び輸送機器による有害動植物移動の最小化

<概要>

船積みコンテナは、国際貿易における最も一般的な輸送手段であり、国際物流の進展に伴い重大な病害虫の侵入経路となっている。当該基準では、輸送される貨物に係らず、コンテナとともに移動する病害虫のリスクを最小化するための指針である。

NAPPO が独自に地域基準を採択するなど、コンテナ輸送に関する国際的規制が強化されつつあり、我が国の貿易や植物防疫制度に大きな影響を及ぼしている。そこで実行可能性が担保されたバランスのとれた国際基準の策定が重要である旨を提案する。

(3) 貯蔵されて国際貿易される製品に関連する検疫有害動植物のリスクの最小化

<概要>

国際貿易において、農産物を貯蔵することは特定の病害虫の増殖等新たな侵入及びまん延のリスクを増大させる場合がある。当該基準は、貯蔵される製品の適切な取扱いや保存条件に関する指針である。

「貯蔵」及び「貯蔵される製品」の定義を明確にし、別途作業プログラムに盛り込まれている「穀類の国際移動」との仕分けを明確にすることを提案する。

(4) ミバエ類（ミバエ科）寄生に対する果実の寄主ステータス決定のための実験プロトコル

<概要>

各国の植物防疫機関が適切なリスク管理措置を講じるためには、病害虫の特徴・性質のみならず、寄主側のステータス（感受性）を適切に評価する必要がある。当該基準は、多くの国で重要害虫とされているミバエ類に関し、寄主となる果実等のステータスを決定するための実験計画策定のためのガイドラインである。

同一種のミバエに対する寄主ステータスであっても、①野外試験と室内試験の間では差異が生じる可能性があること、②発生国と未発生国では行える試験に差があること、③野生種では地域間差が認められること、等を検討するよう仕様書の修正を提案する。

3. 今後の予定

次回 SC（4月末）にて各国コメントが検討され、必要な修正の上決定される（継続検討とされる場合もある。）。決定された仕様書に基づき EWG 又は TP が数年（3年程度）かけて基準案を作成し、各国協議に付される。